

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 7 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 22 件 |
| 国民年金関係 | 8 件 |
| 厚生年金関係 | 14 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで
申立期間当時の国民年金保険料は、同居していた夫の分の保険料と一緒に納付していた。
申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間に未納が無く、申立期間は12か月と比較的短期間である。

また、国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間を含め国民年金加入期間の保険料を全て納付している上、昭和48年度以降の保険料は全て納付期限内に納付していることから、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人及びその夫の所持する領収証書（昭和52年4月から60年3月まで）及びオンライン記録（昭和60年4月から同年11月までの期間及び平成2年10月から14年3月までの期間）から確認できる申立人とその夫の国民年金保険料の納付日はほぼ同一である上、申立期間は前年度と生活状況に変化はうかがえないことを踏まえると、申立人の申立期間の保険料は、申立人の夫の分の保険料と一緒に納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで
国民年金保険料については、妻が夫婦の分を一緒に納付していたはずであるが、申立期間の保険料は未納とされているため調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間の保険料は、申立期間を除き全て納付済みとされており、申立期間は12か月と比較的短期間である。

また、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人とその妻が所持する年金手帳（検認記録及び貼付された領収証書等）により確認できる夫婦の国民年金保険料の納付日（昭和36年4月から41年7月までの期間、42年2月から44年3月までの期間及び45年4月から47年3月までの期間）は、全て同一であることが確認できる。

さらに、申立人の妻の申立期間に係る保険料は、昭和45年3月26日に納付したことが確認できることを踏まえると、申立期間の保険料について、夫婦一緒に納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 8 月
② 平成 2 年 5 月

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、未納期間があった。

未納期間のうち、昭和 59 年 8 月については、A 町役場から国民年金の納付書が送付されてきたので、同役場で保険料を納付した記憶がある。

また、平成 2 年 5 月については、納付状況の記憶が定かでないものの、結婚後、5 年 4 月に B 市に引っ越した時、未納期間の納付書が送付されてきたので、納付した記憶がある。

これらのことから未納期間は無いはずであるので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 59 年 10 月 9 日に払い出されていることが確認でき、この頃に加入手続を行ったものと考えられるが、この時点では申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である上、加入手続を行ったにもかかわらず、申立期間の 1 か月分の保険料を納付しなかったのは不自然である。

一方、申立期間②について、申立人は、平成 5 年 4 月に B 市に転居した際、未納になっていた国民年金保険料を納付したと述べているが、オンライン記録の変更履歴によると、申立期間②の資格取得日及び喪失日の記録は、同年 5 月 31 日に追加されていることが確認できる上、転居した時点で、申立期間②の保険料は、時効により納付することができない。

また、申立期間②の後に転居したC町（現在は、D市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間②の保険料が納付された記録は見当たらない上、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 11 月から 56 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月から 56 年 5 月まで
私の年金記録を照会したところ、昭和 55 年 11 月から 56 年 5 月までの納付記録が無いとの回答であった。
私は、当時、A 市役所で国民年金の加入手続をしており、保険料も B 金融機関 C 支店で納付書によって納付し、領収書も所持しているので、申立期間について国民年金の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録では未加入期間とされているが、申立人が所持している申立期間に係る国民年金保険料納付通知書兼領収書をみると、指定金融機関の収納印が押されており、申立期間に係る保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、A 市における国民年金被保険者名簿によれば、申立期間に係る資格取得日及び資格喪失日の記録並びに申立期間に係る国民年金保険料の納付記録が確認できる。

さらに、申立期間以降に申立人が居住した各市区の国民年金被保険者名簿及び年度別納付状況リスト（電子データ）によると、申立人に係る資格の取得日及び喪失日並びに納付済期間が一致しない記録が複数みられるなど、行政側の管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年12月4日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、平成7年4月から同年9月までは18万円、同年10月及び同年11月は19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月30日から同年12月4日まで

株式会社A（平成10年3月18日、B株式会社に商号変更）に平成7年4月30日以降も勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年4月30日となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、平成4年3月16日から14年5月15日までの期間において、株式会社Aに継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、7年4月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録によると、株式会社Aは平成7年10月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がなされているが、商業登記簿謄本によると、当該事業所は申立期間当時も法人事業所であり、適用事業所の要件を満たしていたことが確認できることから、当該事業所が適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

また、オンライン記録によると、当該事業所が適用事業所ではなくなった日（平成7年10月26日）以降の平成7年12月4日付けで申立人に係る同年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消され、申立人の被保険者資格を同年4月30日に遡って喪失した旨の処理がされている上、当該事業所において申立人と同様に同年4月30日に遡って被保険者資格喪失の

処理がされているものが多数確認できる。

さらに、当時の当該事業所の取締役でB株式会社の代表清算人は、申立人は、当時、当該事業所が運営していた施設のフロント及び会員の管理を担当しており、当該遡及処理の手続には関与していないと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年4月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日は、同年12月4日であると認められる。

また、標準報酬月額については、訂正前のオンライン記録から、平成7年4月から同年9月までは18万円、同年10月及び同年11月は19万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社における申立期間の標準賞与額に係る記録を96万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 8 日

A株式会社に勤務していた期間のうち、平成18年12月分賞与に係る標準賞与額96万円がねんきん定期便に記載されていない。

私が所持している平成18年12月分の賞与明細書では確かに厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成18年12月分の賞与明細書及びA株式会社から提出された賞与明細一覧から、申立人は、同年12月8日に96万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A株式会社から社会保険事務所（当時）に提出された平成18年12月の被保険者賞与支払届の中に申立人の氏名及びその賞与額は見当たらないことから、申立人に係る賞与支払届を行っていないと認められ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成18年1月から19年8月までを19万円、20年7月及び同年8月を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月1日から20年10月1日まで
② 平成17年12月22日
③ 平成18年6月23日
④ 平成18年12月25日
⑤ 平成19年6月25日
⑥ 平成19年12月25日
⑦ 平成20年6月25日

株式会社Aにおける厚生年金保険加入期間の標準報酬月額について、支払われた給与と比べて、標準報酬月額が低いことが分かった。支払われた給与に相当する標準報酬月額に訂正してほしい。

また、株式会社Aから平成17年12月、18年6月、同年12月、19年6月、同年12月及び20年6月にそれぞれ賞与の支給を受けているが、年金記録に記載されていないことが分かった。支払われた賞与について年金記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していた

と認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額により、平成18年1月から19年8月までを19万円、20年7月及び同年8月を22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①のうち、平成18年1月から19年8月までの期間、20年7月及び同年8月に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、オンライン記録上の標準報酬月額に相当する報酬月額を届け出ていることが確認でき、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ていると認められ、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年4月から同年12月までの期間、19年9月から20年6月までの期間及び同年9月については、上記給与明細書及び株式会社Aから提出された給与台帳により、当該期間に係る申立人の給与支給額は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも一貫して高額であることが確認できることから、同社では、従業員に支払った給与額よりも低い額の報酬月額を社会保険事務所へ届け出ることが常態となっていたと推認できるが、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致又は超えていないことから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立人は、申立期間②から⑦までの賞与について申し立てしているところ、上記給与明細書により、申立期間③から⑦までについて、月例給与に加給する形で賞与が支給されていることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額には当該賞与分の保険料が含まれていないことが確認できる。

また、申立期間②については、賞与の支給が確認できる給与明細書がなく、当該事業所の給与台帳からも賞与の金額が確認できない。

このほか、申立期間②から⑦までについて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②から⑦までについて、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることは

できない。

宮城国民年金 事案 1493（事案 1207 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 10 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月から 51 年 3 月まで

前回の申立てにおいて、昭和 39 年 1 月から 40 年 3 月までの記録が訂正され、その通知においても行政側の事務処理が不適切であったことを認める内容となっているが、49 年 10 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については納付していたことを認められず、納得できない。

また、昭和 49 年 7 月に特例納付を行っているという事実は、納付意識が高かったことを示すものであり、申立期間の国民年金保険料の納付を怠ることは考えられないので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の妻の国民年金保険料も未納となっているほか、申立人夫婦の保険料を納付していたとする妻は既に亡くなっているため、申立期間当時の保険料の納付状況は不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないと決定し、申立人に対して平成 22 年 9 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回申立ての審議結果に関し、その妻の昭和 39 年 2 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料が、49 年 7 月 3 日に特例納付したと記録されていることについて、申立人の妻がその日に納付した保険料は、特例納付したとされる 39 年 2 月から 40 年 3 月までの保険料ではなく、夫婦の申立期間に係る保険料であったかもしれないと主張している。

また、前回申立ての審議結果において行政側の事務処理が不適切な期間

があったとしてもかかわらず、申立期間の国民年金保険料の納付を認められないことに納得がいかず、また、申立人夫婦の納付意識の高さから当該期間の保険料の納付を怠ることは考えられないとも主張している。

しかし、昭和 39 年 2 月から 40 年 3 月までの保険料が特例納付されていることは、A 年金事務所が保管する B 社会保険事務所（当時）から C 市に対し通知した「国民年金保険料納付済被保険者について（通知）」の記録により確認できるとともに、申立期間の直前に当たる 49 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を同年 11 月に納付している記録があること、及び特例納付したとされる 49 年 7 月 3 日の時点では、昭和 50 年度分の保険料は納付期日前のため制度上納付することができないが、仮に前納したとしても、昭和 51 年 1 月分から保険料額が改定されているところ、差額分の保険料を納付した記録は見当たらないことなどから、この主張は合理性に欠けると推察される。

また、申立人が当初申し立てた期間のうち、昭和 39 年 1 月から 40 年 3 月までの期間については、申立人夫婦に係る国民年金被保険者名簿や申立人に係る国民年金被保険者台帳において当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる形跡等が認められたほか、申立人の妻の保険料は納付済みとされている等の事情を含めて総合的に判断した結果、記録を訂正する必要があると認められたものであるところ、今回の申立期間は、記録を訂正する必要があると認められた期間と近接しておらず、申立人夫婦の申立期間に係る国民年金被保険者名簿等の記載に不適切さをうかがわせる特段の状況は認められないことを踏まえると、申立期間について社会保険事務所（当時）が夫婦共に納付記録を誤って処理したとは一般的に考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から51年3月まで

前回、夫の申立てにおいて、行政側の事務処理が不適切であったことなどを理由に、夫の昭和39年1月から40年3月までの記録の訂正を認める内容となっているが、私の昭和49年10月から51年3月までの期間が未納の記録とされていることについて納得できない。

また、昭和49年7月に特例納付を行っているという事実は、納付意識が高かったことを示すものであり、申立期間の国民年金保険料の納付を怠ることは考えられないので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の夫の国民年金保険料も未納とされているほか、申立人夫婦の保険料を納付していたとする申立人は既に亡くなっているため、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の夫は、申立人の昭和39年2月から40年3月までの国民年金保険料が、49年7月3日に特例納付したと記録されていることについて、申立人がその日に納付した保険料は、特例納付したとされる39年2月から40年3月までの保険料ではなく、夫婦の申立期間に係る保険料であったかもしれないと主張している。

しかし、昭和39年2月から40年3月までの保険料が特例納付されていることは、A年金事務所が保管するB社会保険事務所(当時)からC市に対し通知した「国民年金保険料納付済被保険者について(通知)」の記録

により確認できるとともに、申立期間の直前に当たる 49 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を同年 11 月に納付している記録があること、及び特例納付したとされる 49 年 7 月 3 日の時点では、昭和 50 年度分の保険料は納付期日前のため制度上納付することができないが、仮に前納したとしても、昭和 51 年 1 月分から保険料額が改定されているところ、差額分の保険料を納付した記録は見当たらないことなどから、この主張は合理性に欠けると推察される。

また、申立人の夫が当初申し立てた期間のうち、昭和 39 年 1 月から 40 年 3 月までの期間については、申立人夫婦に係る国民年金被保険者名簿や申立人の夫に係る国民年金被保険者台帳において当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる形跡等が認められたほか、申立人の保険料は納付済みとされている等の事情を含めて総合的に判断した結果、記録を訂正する必要があると認められたものであるところ、申立期間は、申立人の夫に係る記録を訂正する必要があると認められた期間と近接しておらず、申立人夫婦の申立期間に係る国民年金被保険者名簿等の記載に不適切さをうかがわせる特段の状況は認められないことを踏まえると、申立期間について社会保険事務所（当時）が夫婦共に納付記録を誤って処理したとは一般的に考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 59 年 3 月まで

20 歳になった当初は、経済的な理由で国民年金保険料を納付することができないため国民年金に加入していなかったが、その後、職場の上司及び父親から早く加入するように勧められ、経済的に余裕もできたことから、21 歳になった昭和 59 年 4 月頃に A 市役所で加入手続をした。その際に、58 年 1 月から 59 年 3 月までの 15 か月分の保険料約 9 万円を窓口で一括納付したことをはっきり記憶している。

保険料を A 市役所の窓口で納付した際に領収書を受け取ったのか、また、職場で年末調整した際に保険料納付額を申告したのかどうか定かでないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「経済的に余裕ができた昭和 59 年 4 月頃に A 市役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、その際に、申立期間の保険料約 9 万円を一括納付した。」旨主張しているところ、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）は昭和 59 年 3 月 9 日に作成されている上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の記号番号は、A 市において同年 3 月 31 日に払い出されていることが確認できることから、加入手続を行った時期については、申立人の主張とおおむね一致する。

しかし、オンライン記録及び A 市が管理する申立人に係る国民年金被保険者名簿（電子データ）によると、申立期間の直後の昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料は全額申請免除となっており、「昭和 59 年 4 月頃は、経済的に余裕ができた。」旨の申立人の主張と矛盾するほか、過年度の保険料は国庫金取扱金融機関で納付する取扱いとされていたとこ

る、申立期間のうち、58年1月から同年3月までの期間の保険料は、申立人が保険料を納付したとする59年4月頃の時点では過年度の保険料となることから、当該期間の保険料をA市役所の窓口で納付したとは考え難い。

また、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料は、申立人が納付したとする同年4月頃にA市役所の窓口で納付することは可能であったが、当該期間の保険料は6万9,960円となり、申立人が納付したとする約9万円とは相違している。

さらに、申立人が所持する昭和60年度市民税・県民税課税明細書によると、昭和59年の社会保険料控除額は5,925円と記録されており、申立人が同年4月頃に申立期間の国民年金保険料として納付したとする約9万円は含まれていないことが確認できる。

なお、オンライン記録によると、申立人は、全額申請免除となっていた昭和61年度の保険料8万5,200円を昭和62年3月11日に納付しており、申立人が申立期間の保険料として59年4月頃に納付したとする約9万円とほぼ一致していることから、昭和61年度の保険料納付をもって、申立期間の保険料を納付したものと認識している可能性も否定できない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月までの期間及び 62 年 9 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 62 年 9 月から同年 11 月まで

申立期間①について、納付先は分からないが、納付書が来て、家族が国民年金保険料を納付したと記憶している。

また、申立期間②について、役場か銀行か定かでないが、自分で現金を添えて国民年金保険料を納付した記憶がある。

いずれの期間についても国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 53 年 12 月に結婚し改姓しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及び A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は結婚後の 54 年 1 月 12 日に、改姓後の氏名で払い出され、申立人が厚生年金被保険者資格を喪失した 52 年 8 月 21 日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿により、申立人に係る申立期間①の直後の昭和 53 年 4 月から 54 年 1 月までの国民年金保険料が、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された直後の同年 1 月 30 日付けで検認されているとともに、申立期間①に係る検認記録欄には「未納」との記載が確認できることから、結婚を契機に、現年度分として納付できる 53 年 4 月から 54 年 1 月までの保険料を一括して納付したものと考えられる。

申立期間②について、A 町の国民年金被保険者名簿により、申立人は、離婚（昭和 60 年 11 月）後に結婚前の住所地に転居し、昭和 61 年 6 月 1

日に国民年金被保険者資格を再取得しているところ、同資格を再取得した同年6月から62年8月までの期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

しかしながら、A町の国民年金被保険者名簿の昭和62年9月の検認記録欄に「転出」との記載が確認できる上、申立人に係る戸籍の附票及び住民票の記載により、申立人は、同年9月2日にA町からB市に転入していることが確認できるところ、転入したB市において申立人に係る国民年金被保険者名簿が作成されておらず、国民年金保険料の納付書は発行されなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間②当時、A町からB市に転入した際の国民年金に係る住所変更届の有無についての記憶は定かでないとしている。

このほか、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1499（事案 458 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から50年3月まで

前回の申立てにおいて、申立期間の国民年金保険料は妻と義母の分の保険料と一緒に納付していたという私の主張が認められなかったが、妻の保険料は一緒に納付していなかった。私と義母の二人の領収証書等は災害で紛失しており、それを明確にするため当時のり災証明書を提出する。

義母の国民年金保険料が納付済みとされているのに、私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が、昭和51年1月20日に申立人の妻の手帳記号番号と連番で払い出されていることが確認でき、申立期間の一部については時効により保険料を納付することができない期間であること、ii) 妻も申立期間の保険料は未納になっていること、iii) 申立期間の国民年金保険料を納付するには遡って納付する必要があるが、申立人は毎月月末に1回の遅れも無く納付したと主張しており、申立人の主張は合理的とは認められないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、再申立てに当たり、申立人は、その妻の国民年金保険料と一緒に納付していなかったとして、当初の申立てにおける主張を変更し、申立人とその義母の領収証書を紛失したことを証明する資料であるとして、り災証明書の写しを提出しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人は、義母の保険料と一緒に毎月遅れることなく申立期間の保険料を納付したと主張するが、申立人と義母と一緒に保険料を納付して

いたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記 i) のとおり、申立期間後の昭和 51 年 1 月 20 日に払い出されていることが確認でき、申立期間の一部の保険料については時効により保険料を納付することができないことから、時効にかかることなく保険料を納付していた義母と共に申立期間に係る保険料を納付していたとは考え難い。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年7月
② 平成8年9月

私は、申立期間、学生でA県に住んでいたが、私の父が仕送り等で家計が厳しい中、申立期間の国民年金保険料を納付していたと推測する。父は既に亡くなっており、当時の具体的な状況は不明であるが、申立期間以外の国民年金保険料は全て納付されており、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市に住んでいた申立人の父親が、申立期間を含む平成8年度の国民年金保険料を現年度納付していたと主張するところ、オンライン記録によれば、平成8年4月の保険料は申立人がB市に帰郷した9年4月25日に現年度納付されていることが確認できるが、8年5月の保険料は、10年6月30日に、8年6月の保険料は10年7月31日に、8年8月の保険料は10年9月29日にいずれも時効間際に過年度納付されており、8年10月から9年3月までの保険料についても10年12月2日にまとめて過年度納付されていることから、申立人の主張とは相違する。

また、申立期間の前後の国民年金保険料を過年度納付した時期に当たる平成10年当時は、電子計算機による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機による入力等、事務処理の機械化が図られていたとともに、9年1月から基礎年金番号が導入されたことに伴い、基礎年金番号に統合されない記録（未統合記録）が生ずる可能性が減少したことから、行政側に記録漏れや記録誤りがあったとは考えにくい上、B市の国民年金被保険者名

簿（電子データ）によれば、申立期間は、保険料の未納期間とされており、オンライン記録とも一致する。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡しており、保険料の納付状況等が不明である上、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 8 月まで
年金記録を確認したところ、昭和 48 年 1 月から同年 8 月までの期間が未加入とされていることが分かった。

昭和 53 年頃、当時公告された「年金の救済措置」により、未納保険料を納付できることを知り、兄の金銭的援助を受け、約 5 万円から 10 万円を社会保険事務所（当時）に納付した記憶がある。

申立期間について国民年金保険料を納付したのは事実なので、保険料の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、申立期間において申立人が国民年金に加入したことをうかがわせる記載が確認できないほか、申立人が所持している年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に「昭和 50 年 3 月 28 日」と記載されている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入であったと考えられ、制度上、特例納付により国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人が、申立期間における国民年金保険料について資金援助を受けたとされる申立人の兄に照会したが、申立期間における保険料の納付状況についての具体的な証言が得られない。

さらに、上記被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によれば、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期に当たる昭和 53 年 9 月 20 日に、50 年 3 月から 51 年 6 月までの保険料を特例納付（6 万 4,000 円）し、同年 7 月から 53 年 3 月までの保険料を過年度納付（3 万 9,000 円）

していることが確認できることから、申立人は、これらの特例納付及び過年度納付をもって、申立期間の保険料を納付していたものと認識している可能性もある。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1504

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から平成 2 年 3 月まで

私の国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間は未加入期間であったとの回答を得た。

当時は学生であったが、20 歳になったことから母が加入手続を行い、母の国民年金保険料と一緒に納付していたので回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は、大学卒業後の平成 2 年 4 月 1 日とされており、この資格取得の処理は、4 年 2 月 20 日に行われていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は同年 2 月頃に行われたと推測されることから、申立期間当時、申立人は学生であり、国民年金の任意加入に該当することから、遡って被保険者資格を取得することができないため、加入時に申立期間の国民年金保険料を納付することはできず、ほかに申立人が 20 歳になった時に国民年金への加入手続が行われたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親が、申立期間について、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月から 45 年 7 月まで

A株式会社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和44年3月の標準報酬月額は、2万4,000円であったが、同年10月から45年7月までの期間の標準報酬月額は2万2,000円と記録されている。

当時は毎年ベースアップがあり、減給は無かったと記憶しているので申立期間の年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が厚生年金保険の被保険者資格取得時よりも下がることは無いとしている。

しかしながら、A株式会社では、「申立期間に係る厚生年金保険の届出状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できる資料は保管しておらず、当時の状況は不明であるが、社会保険事務所（当時）に資格取得届を提出する際は、残業手当等を概算で算定するため、資格取得届時の残業手当等とその後提出した算定基礎届時の残業手当等とに差が生じることは考えられる。資格取得時の標準報酬月額が、その後において下がることは当社では珍しくはない。当社が故意に標準報酬月額を下げたわけではないと思う。」旨回答している。

また、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日の前後約1年間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票をみると、申立人と同様に資格取得後の最初の定時決定の際に取得時と比べて標準報酬月額が減額されている者が複数確認できるほか、申立人及び当該元同僚の標準報酬月額を遡及して訂

正しているなどの不自然な処理は見当たらない。

さらに、標準報酬月額が減額されている者に当時の給与の支給状況等について照会したところ、回答のあった3人はいずれも当時の給与明細書等の資料は無く、当時の給与総支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができなかった。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、船員保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月頃から 31 年 3 月頃まで
私は、船舶所有者 A 氏所有の船舶 B に約 3、4 か月乗船した。
申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において船舶所有者 A 氏の船舶に乗っていたとして
いるところ、申立人は、船員手帳を船舶所有者に渡したが、返却されな
かったとしており、申立人の雇入期間を確認することができない。

また、船舶所有者 A 氏に係る船員保険被保険者名簿に記載されている申
立期間及びその前後の被保険者を調査したが、申立人の氏名は確認できず、
被保険者番号に欠番も無い。

さらに、上記被保険者名簿から申立期間当時に船舶 B に乗船していたと
思われる者 12 人のうち連絡先が判明した元同僚は 1 人で、この者は申立
人を覚えていないとしており、その他の当時の船舶所有者、船長など、当
時の状況を知る者は既に死亡又は所在不明のため、申立人の勤務実態及び
船員保険の加入状況を確認することができない。

このほか、申立期間について、船員保険料を事業主により給与から控除
されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主よ
り給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 12 月 5 日から 18 年 3 月 25 日まで
② 昭和 19 年 12 月 1 日から 20 年 3 月 31 日まで
申立期間①について、A株式会社B工場に勤務した。
申立期間②について、C株式会社に勤務し、製造業に携わった。
各申立期間に勤務したことは、国民労務手帳にも記載されているので各申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した国民労務手帳は、国民労務手帳法（昭和 16 年法律第 48 号）第 2 条に基づき、製造業等に使用される技術者又は労務者に政府が発行するものであり、同法第 9 条に基づき、使用者及び国民労務手帳の交付を受けた者は、「必要ナル事項ヲ記載シ之ヲ国民職業指導所長ニ報告スベシ」とされているところ、当該手帳の「就業ノ場所欄」に、昭和 18 年 1 月 15 日に「使用開始」、同年 3 月 15 日に「解用」と記載され、事業所及び事業主の押印が確認できる上、申立人と同時期にA株式会社B工場に勤務したとする同郷の複数の元同僚が、申立人と 4 か月一緒に勤務したと証言していることから、申立人は、申立期間①当時、当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記手帳の「労働者年金保険関係事項欄」をみると、申立期間①当時施行されていた労働者年金保険に加入した場合に記載することになる被保険者資格事項、標準報酬等級、被保険者台帳の記号及び番号等の記載が無い。

また、当該事業所の労働者年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）に申立人の氏名は見当たらない上、申立人と同時期に当該事業所で勤務し

たとする複数の元同僚も申立期間①は労働者年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において労働者年金保険の加入期間となっていない。

さらに、申立人が名前を挙げている当該事業所の元社員は、既に死亡しているため、当時の状況について証言を得ることができない。

申立期間②について、上記手帳の「就業ノ場所欄」に、昭和19年12月1日に「使用開始」、20年3月30日に「解用」と記載されており、申立人は、申立期間②当時、C株式会社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記手帳の「労働者年金保険関係事項欄」をみると、厚生年金保険に加入した場合に記載することになる被保険者資格事項、標準報酬等級、被保険者台帳の記号及び番号等の記載が無い上、同僚等の証言が得られないため、厚生年金保険の加入状況等は不明である。

また、申立人が勤務したとするC株式会社が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は見当たらないほか、当該事業所が所在したD県内において、名称が類似する事業所についても調査を行ったが、それらの事業所において申立人の厚生年金保険の加入記録は確認ができなかった。

さらに、昭和19年7月にC株式会社を合併したE株式会社についても調査を行ったが、申立人の厚生年金保険加入記録については確認ができなかった。

このほか、申立人が各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月1日から57年12月26日まで

私は、株式会社Aに昭和46年4月1日から57年12月25日まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録は、46年8月1日から49年11月1日までとなっている。

しかし、申立期間も給与から保険料が控除されていたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録によると、申立人は、株式会社Aにおいて昭和46年8月1日資格取得、49年10月31日離職となっており、当該事業所の「事業所別被保険者名簿」及びオンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日と合致していることが確認できる。

また、申立人が所持する昭和55年11月2日撮影の集合写真には、申立人を含め31人認められ、申立人は、当該写真に写っている者は当該事業所の幹部社員だけであると述べているところ、i) 当該事業所の事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立期間当時の被保険者数は8人から13人であり（当該写真撮影時の昭和55年は10人）、当該期間の従業員数は5人から15人程度とする事業主及び複数の同僚の回答とおおむね一致すること、ii) 同僚の1人は、「申立人は協力会社B事業所の上司だった。」と証言している上、申立人も、「下請会社として昭和52年頃にB事業所を自分で設立した。」旨述べていること、iii) 事業主及び複数の同僚は、当該写真に写っている者の中で、「株式会社Aの社員は数人だけであり、申立人を含むほとんどの人は協力会社の人である。」旨証言していることから、当該写真に申立人が写っていることをもって、撮影

当時、申立人が当該事業所の正社員として勤務していたとは考え難い。

なお、申立人が設立したとするB事業所は、商業登記簿謄本によると、申立人を代表取締役として昭和51年2月5日にC市で設立し、平成18年に解散したことが確認できる。

さらに、株式会社A（平成18年5月31日解散、同年8月10日清算終了）の元事業主に照会したところ、申立期間当時の資料が保存されていないため申立人の在籍期間等は不明としている上、「正社員以外の協力会社の人たちは厚生年金保険の対象にはしていなかった。申立期間は、申立人もその中の1人だったと思う。」旨回答している。

加えて、当該事業所の「事業所別被保険者名簿」を確認したが、申立人が記憶している同僚のうち、複数の者の氏名は見当たらない上、申立人の被保険者資格取得日及び喪失日の記録に遡及訂正等の不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から平成 5 年 7 月 11 日まで
私は、昭和 42 年 3 月から平成 5 年 7 月までの期間、A 事業所に勤務したが、昭和 56 年 10 月から退職までの期間の標準報酬月額の記録に疑問がある。

毎年昇給していたのに、定時決定に反映されていない期間や標準報酬月額が下がっている期間があるので、申立期間の標準報酬月額を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所において厚生年金保険の被保険者であった元同僚から提供された資料（昭和 59 年分給与所得の源泉徴収票、同年 11 月給与支給計算書、平成 6 年分給与所得の源泉徴収票、同年 2 月給与支給計算書、13 年 11 月給与明細書）により、源泉徴収票等の対象期間については、毎月の給与からオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、申立人が退職した際、当該事業所が申立人の住所地である B 町に提出した「町民税県民税給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（平成 5 年 8 月 2 日提出）記載の社会保険料控除額により、同届出書の対象期間である平成 5 年 1 月から退職月である同年 7 月までの期間については、毎月の給与からオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

さらに、企業年金連合会から提出された「中脱記録照会回答」により、当該事業所が厚生年金基金に加入した平成 3 年 4 月から申立人が退職する

時期までの報酬給与とオンライン記録の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

加えて、申立人は、毎年昇給していたのに、定時決定に反映されていない期間や標準報酬月額が下がっている期間があったとしているところ、オンライン記録により、申立期間当時に被保険者資格を有していた申立人と同年代の同僚 10 人の標準報酬月額は、全員に 2 年から 4 年の間、標準報酬月額に変更が無い期間が確認できる上、3 人に標準報酬月額が下がった期間が確認でき、聴取できた複数の同僚は、自分自身の標準報酬月額に問題は無いと述べている。

その上、当該事業所は、申立期間に係る賃金台帳及び社会保険関係等の資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月 4 日から 34 年 1 月 5 日まで
② 昭和 34 年 9 月 1 日から 36 年 8 月 24 日まで

私は、脱退手当金に係るはがきが届き、脱退手当金を受け取った記録となっていることを知った。脱退手当金が支払われたとする時期には、体調不良により入院し、脱退手当金を請求することも受け取ることもできなかったため、脱退手当金を支給されたとする国の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の請求をうかがわせる「脱」の印が確認でき、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係るA株式会社の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 36 年 8 月 24 日）から約 3 か月後の昭和 36 年 11 月 24 日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金保険被保険者期間が確認できるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の被保険者記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和 36 年当時、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、当該未請求期間があることだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月1日から51年9月16日まで
脱退手当金に係るはがきが届き、株式会社Aで勤務していた期間について、脱退手当金を受給した記録になっていることを知ったが、脱退手当金という言葉聞いたことは無く、退職時に脱退手当金の説明も受けていないし、脱退手当金を受け取った記憶も無い。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について脱退手当金裁定請求書が存在しており、当該裁定請求書によれば、昭和53年5月12日支払済の押印があり、脱退手当金の支払場所の欄には、同請求書に記載されている申立人の住所地最寄りの「A金融機関」の記載が確認できることから、当該金融機関を受取先金融機関として指定された脱退手当金の支払決定通知書が申立人の住所地に送付されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金保険被保険者期間が確認できるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の被保険者記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和53年当時、社会保険事務所（当時）では、請求者から

の申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、当該未請求期間があることだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月1日から24年7月1日まで
② 昭和25年1月21日から同年4月10日まで
③ 昭和26年10月1日から29年10月15日まで

脱退手当金に係るはがきが届き、申立期間について脱退手当金を受給した記録になっていることを知ったが、脱退手当金の制度は知らなかったし、脱退手当金は受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和30年3月22日に支給決定がなされており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄に脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿に脱退手当金の支給を意味する「脱退手當金」の表示が確認できる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金保険被保険者期間が確認できるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の被保険者記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和30年当時、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握す

ることは困難であったものと考えられることから、当該未請求期間があることだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月10日まで

私は、昭和16年4月からA事業所で働いていたが、終戦後間もなく会社が解散し、退社を余儀なくされた。その後、30年代前半頃、脱退手当金を受給した記録があるということを知ったが、確認するすべを知らなかったこともあり、そのままにしておいた。

脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄に脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、脱退手当金の支給されたことをうかがわせる同台帳の事業主氏名及び事業所名称の記載面には「22.8.20脱手決定済」の記載がある上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはみられない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金保険被保険者期間が確認できるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の被保険者記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和22年当時、都道府県保険課（当時）では、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握するのは困難であったものと考えられることから、当該未請求期間があることだけをもって、不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 7 月 11 日から同年 11 月 1 日まで
② 平成 20 年 7 月 31 日

私は、平成 14 年 7 月 11 日付けで株式会社Aに入社した。雇用期間の定めのない雇用契約であるにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 11 月 1 日になっている。申立期間①について、同社に勤務していたことは間違いないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、B事業所に勤務していた期間のうち、平成 20 年 7 月支給の賞与の厚生年金保険の記録が無い。申立期間②について、賞与が支給されたことは間違いないので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が保管する給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が株式会社Aに勤務していたことは認められる。

しかしながら、平成 14 年 7 月から同年 10 月までの上記給与明細書によれば、控除内訳の「厚生年金」の欄に保険料の記載は無く、厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

また、厚生年金保険の取扱いについて、当時の株式会社Aの責任者に確認したところ、当時は試用期間を設けていたため、入社と同時に加入手続をせず、保険料を控除していないとしている。

さらに、申立人と一緒に平成 14 年 7 月 11 日付けで入社した同僚 4 名の

資格取得日は申立人と同様に同年 11 月 1 日となっている。

加えて、申立人自身も申立期間①について給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことを認めている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人が保管する B 事業所の給与明細書等により、平成 20 年 7 月 31 日に 20 万円の賞与が支給されていることが認められるが、当該賞与に見合う厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によれば、B 事業所の厚生年金保険の被保険者は申立人を含め 3 名となっているところ、3 名全員に平成 20 年 7 月の標準賞与額の記録は見当たらない。

さらに、申立人自身も賞与から厚生年金保険料が控除されていなかったことを認めている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から 53 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、有限会社Aに勤務していた昭和 50 年 4 月 1 日から 53 年 9 月 26 日までの期間のうち、50 年 4 月 1 日から 53 年 8 月 1 日までの期間が未加入期間となっていた。

申立期間当時、当該事業所に勤務しており、社会保険料も控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚 8 名のうち住所が判明した 6 名及び当該事業所において申立期間に被保険者であった 11 名の計 17 名に、申立人の厚生年金保険の加入状況等について照会し、11 名から回答を得たが、申立人の有限会社Aにおける勤務期間を特定できる証言及び申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

また、当該事業所では、申立期間について、「申立人に係る関連資料は無く、当時の事情を知る者もないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明である。」としており、申立人の勤務期間、厚生年金保険の加入の有無及び保険料の控除について確認できる回答は得られなかった。

さらに、当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日はオンライン記録と一致しており、記録訂正などの不自然な処理も見当たらない。

加えて、申立人の申立期間に係る当該事業所における雇用保険の加入記録は見当たらない上、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 21 日から平成 3 年 8 月 1 日まで
私は、昭和 62 年 3 月 21 日に A 株式会社 B 支店から同社 C 支店へ転勤したが、給料が下がったことは無く、厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級を超える給料を受け取っていた。

しかし、自分の年金記録を確認したところ、昭和 62 年 3 月 21 日から平成 3 年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額が大幅に減額されていることが分かった。

申立期間の一部について、源泉徴収票を保管しているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人が所持している A 株式会社 B 支店及び同社 C 支店に係る源泉徴収票のうち、昭和 61 年分から平成 3 年分まで（昭和 62 年分を除く。）の源泉徴収票によれば、申立期間において同社 C 支店から申立人に支払われた給与支給額は、同社 B 支店において支払われた給与支給額とおおむね同等又はそれ以上の水準で推移していることがうかがわれる。

しかし、A株式会社の事業を承継したD株式会社の社会保険関係事務を代行しているE株式会社が保管しているA株式会社C支店における厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によれば、申立人の「標準報酬月額」欄には、「280 千円」と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、上記源泉徴収票によれば、「社会保険料等の金額」欄に記載されている金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき算出した社会保険料額とおおむね一致することから、A株式会社C支店は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき算出した厚生年金保険料を給与から控除していたものと認められる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険の加入記録に不合理な処理はみられない上、ほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月 1 日から同年 7 月 11 日まで

私は、申立期間にA株式会社（法人登記簿謄本によれば、申立期間当時は、B株式会社）に勤務し、休日以外は全て出勤していたと記憶している。

しかし、申立期間は厚生年金保険に未加入となっていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB株式会社に係る厚生年金保険の加入記録については、昭和62年10月1日に行われた標準報酬月額の時決定の記録が63年3月1日に取り消された上、資格喪失日を62年9月30日とされていたが、申立人と同様の記録となっていた同僚から申立てがあり、当該同僚が所持していた同年9月分から63年1月分までの期間に係る給料支払明細書により、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できたこと、及び雇用保険の加入記録から62年9月30日以降も継続して勤務していたことが認められたことから、申立人の資格喪失日についても不適正な遡及訂正処理によるものであるとして、C年金事務所において資格喪失日を63年2月1日とする訂正が平成23年2月16日に行われている。

しかし、上記同僚の所持する給料支払明細書によれば、昭和63年1月分の給与からは厚生年金保険料が控除されているが、同年2月分から当該事業所の事業主が代表取締役となっているD株式会社において厚生年金保険被保険者の資格を再取得するまでの期間の給与からは、厚生年金保険料が控除されていない。

また、雇用保険の加入記録により、申立期間の前後を通じてB株式会社

での勤務が継続していることが確認できる申立人を含む 13 名について、全員が同社で厚生年金保険被保険者の資格を喪失後、D株式会社で資格を再取得していることが確認できるが、申立期間にD株式会社で厚生年金保険被保険者の資格を再取得した者は3名のみとなっていることから、申立期間にB株式会社に勤務していた者の全てが厚生年金保険の被保険者となっていたとは考え難い。

さらに、申立期間について、厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料は無く、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月から30年12月まで
② 昭和31年1月から36年3月まで
③ 昭和36年4月から38年9月まで
④ 昭和38年10月から40年4月まで
⑤ 昭和40年4月から42年9月まで
⑥ 昭和42年10月から44年6月まで
⑦ 昭和44年8月から48年7月まで
⑧ 昭和48年8月から50年2月まで
⑨ 昭和50年3月から53年9月まで
⑩ 昭和53年10月から56年12月まで
⑪ 昭和57年1月から58年10月まで
⑫ 昭和58年11月から59年12月まで
⑬ 昭和60年1月から62年5月まで
⑭ 昭和62年7月から平成3年2月まで
⑮ 平成3年4月から同年12月まで
⑯ 平成4年4月から同年11月まで
⑰ 平成5年1月から7年6月まで
⑱ 平成7年7月から8年2月まで
⑲ 平成8年3月から9年3月まで
⑳ 平成9年4月から10年4月まで

私の年金記録について照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無い、あるいは違う期間に記録があることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A事業所を昭和28年3月に退職して、同年4月からB事業所に勤務したと主張しているが、A事業所が発行した在籍証明書によると、申立人は、同事業所を27年3月31日に退職している上、オンライン記録によると、B事業所において、同年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立人が同事業所への入社日を1年記憶違いしている可能性がある。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①中の昭和30年8月1日から同年9月15日までC株式会社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

申立期間②について、申立人は、昭和31年1月から36年3月まで株式会社D（現在は、E株式会社）に勤務したと主張しているが、オンライン記録によると、30年11月1日から31年9月26日までの期間及び37年4月1日から同年12月30日までの期間に、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②中の昭和35年2月13日から同年5月19日までF株式会社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

さらに、申立人は、自身より後に株式会社Dに入社したとして同僚1名の氏名を挙げているが、当該同僚は、申立期間②前の昭和30年2月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立人の説明とは合致しない。

申立期間③について、申立人は、昭和36年4月から38年9月まで株式会社G（現在は、株式会社H）に勤務したと主張しているが、オンライン記録によると、35年7月1日から同年12月1日まで同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③中の昭和38年1月5日から同年3月7日までI株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

申立期間④について、申立人が勤務していたと主張するJ株式会社（現在は、株式会社K）が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和48年9月1日であり、申立期間④において適用事業所であった記録は確認できない。

申立期間⑤について、申立人は、昭和40年4月から42年9月まで株式会社L（現在は、株式会社M）に勤務したと主張しているが、オンライン記録によると、36年10月1日から同年11月30日まで同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

また、申立人は、当該事業所に勤務した期間については、記憶が曖昧で

ある旨を自ら認めている。

申立期間⑥について、申立人は、昭和 42 年 10 月から 44 年 6 月まで N 株式会社に勤務したと主張しているが、オンライン記録によると、38 年 7 月 1 日から 39 年 3 月 21 日まで同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

また、当該事業所は、昭和 39 年 3 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間⑥に適用事業所であった記録は確認できない。

申立期間⑦及び⑧について、申立人は、昭和 44 年 8 月から 48 年 7 月までの期間は株式会社 O に、同年 8 月から 50 年 2 月までの期間は P 株式会社に勤務していたと主張しているが、オンライン記録によると、株式会社 O に係る厚生年金保険の被保険者資格記録は見当たらず、P 株式会社に係る資格記録は、44 年 9 月 5 日から 45 年 3 月 1 日までとなっている。

また、P 株式会社が保管する「社会保険等被保険者台帳」の記録は、オンライン記録と一致している上、雇用保険の記録も、オンライン記録と合致している。

申立期間⑨、⑬及び⑯について、申立人は、昭和 50 年 3 月から 53 年 9 月までの期間、60 年 1 月から 62 年 5 月までの期間及び平成 4 年 4 月から同年 11 月までの期間において、Q 株式会社に勤務していたと主張しているが、オンライン記録によると、昭和 63 年 8 月 1 日から 64 年 1 月 1 日まで同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 63 年 8 月 1 日であり、申立期間⑨及び⑬において適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、当該事業所は、申立人が被保険者資格を取得していたのは、オンライン記録どおりの昭和 63 年 8 月 1 日から 64 年 1 月 1 日までの期間のみであるとしており、その他の期間については、申立人とは個人事業主としての取引関係にあり、雇用関係は無かったとしている。

加えて、オンライン記録によると、申立期間⑨と重複する昭和 50 年 4 月から 52 年 12 月までの期間は、国民年金の申請免除期間とされている。

申立期間⑩について、株式会社 R に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

また、当該事業所は既に解散している上、申立人が名前を挙げている社長及び専務取締役は既に死亡しているため、申立人の勤務状況を確認することができない。

申立期間⑪及び⑰について、オンライン記録によると、申立人が勤務したとする有限会社 S は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、当該事業所が所在していたとするT県U町を管轄する関係行政機関に照会したが、当該事業所と考えられる商業登記簿を確認することができなかった。

さらに、申立人が氏名を挙げている社長及び専務取締役の年金記録を調査したが、申立期間⑪及び⑬について、厚生年金保険に加入している事実は確認できなかった。

申立期間⑫について、申立人は、昭和58年11月から59年12月までV株式会社に勤務したと主張しているが、オンライン記録によると、61年12月1日から62年2月10日まで同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

また、雇用保険の加入記録においても、当該事業所に係る被保険者記録は昭和61年12月1日取得、62年2月10日離職となっており、オンライン記録における厚生年金保険被保険者記録とほぼ合致している。

さらに、当該事業所は所在不明の上、申立人が氏名を挙げている専務取締役は既に死亡しているため照会することができず、申立人の勤務状況を確認することができない。

申立期間⑭について、オンライン記録により、申立期間に株式会社Wで厚生年金保険被保険者資格を取得している者を調査したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

また、当該事業所は、既に解散している上、申立人が氏名を挙げている常務取締役も既に死亡しているため照会することができず、申立人の勤務状況を確認することはできない。

申立期間⑮について、オンライン記録により、申立期間にX株式会社で厚生年金保険被保険者資格を取得している者を調査したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

また、当該事業所では、申立期間⑮当時の健康保険に係る台帳の中には、申立人の氏名は見当たらないとしている。

申立期間⑰、⑲及び⑳について、当該期間は、申立人が65歳に到達した後の期間であり、当時の制度上、厚生年金保険に加入するためには自ら申し出て高齢任意加入をしなければならなかったが、申立人は当該制度を知らなかったとしており、当該期間に厚生年金保険に加入していたはずだとする主張は不自然である。

このほか、申立人に係る昭和62年2月10日以前の厚生年金保険被保険者資格記録については、マイクロフィルムに保存されている被保険者名簿及び被保険者原票を確認したが、資格取得日及び喪失日に係る記載は、オンライン記録と合致しており、訂正等の不自然な箇所も見当たらない。

また、現存する事業所に対して照会したが、いずれの事業所も申立人に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、ほかに申立人の各申立期間にお

ける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。